

「協約賃金」を実現する交渉機構づくりの課題

浅見 和彦 建設政策研究所理事長 専修 大学教授

「市場賃金」任せや「政策賃金」頼みではない、建設労働を公正に評価した賃金を決定する仕組みが求められています。3月10日、けんせつプラザ東京で建設政策研究所と建設産業労働政策委員会の共催による「建設産業

労働政策パネルディスカッション」の中で、浅見和彦建設政策研究所理事長（専修大学教授）が「協約賃金」を実現する交渉機構づくりの課題」と題して講演した内容の一部を紹介いたします。（文章、見出しとも責任は編集部）

面というのがあるのではないかと。合計5つの領域でどうするかを考えなければいけない。運動の当面の重点は専門工事団体との関係でやっていかなくてはならないことがあるのではないか。これまで大手企業交渉で、つまり元請との関係で交渉がかなりやられてきたわけですが、実は専門工事団体との関係がやや薄いわけです。けれどもこれを重視しなければいけないのではないかと。そのためには労働組合サイドの図のところにありますが、組合内に職種の部会というのがないと専門工事団体と話し合いができませんのではないかと。

5つの領域で交渉する

当面の重点は専門工事業団体

先進国だと業界全体が一堂に会して協約を作ります。作った協約は守ります。元請も専門工事業団体も中小も合意したら知らないということはない。ところが日本では元請だから知らない、大手企業交渉で発言していきま

す。「賃金に関しては直接雇用している会社の問題」(清水)、「賃金は下請の労使で決めるべき」(大林)、「直接雇用する事業主が考慮する問題」(大和ハウス)、「2次以下は知らない」(大成)。こういうことは厳しく批判しなければいけません、交渉の仕組みを作る中では現実的に考えなければいけないことです。

う一つは専門工事業団体との関係、そして下請の個別企業で皆さんの組合に入っている組合員事業主との関係、それから現場でどうするかということ、あとは供給事業の場

「技能評価協約」結ぶ 元請にも尊重を求める

専門工事団体との対話と交渉では仮に「技能評価協約」と呼ぶ労働協約が課題です。実際の賃金は職種別に決まっている。あるいは設計業務単価が課題です。実際の賃金は職種別に決まっている。あるいは設計業務単価が課題です。実際の賃金は職種別に決まっている。あるいは設計業務単価が課題です。

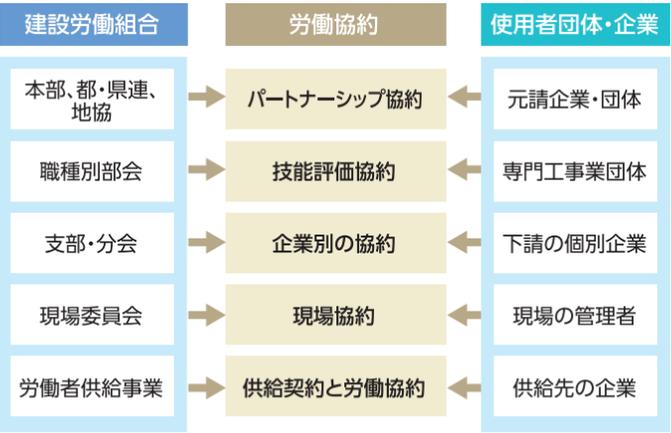
その中で「技能評価協約」はどのようなものか。要するに一人前の技能労働者はどういう人かということを決めるということだと思います。おそらくは賃金を決めていくというところの負担が少し減っていくから、安心して結べていくのではないかと想像して



講演する浅見さん

職種別に発格と経験年数がもたらされてきます。こういうことを合意することは難しいことではないと思います。ただし協約だからもう一つ側面があります。一人前の労働者であれば最低の賃金、あるいはスタンダードな賃金はいくらだということに定めるということです。こっちは一筋縄ではいけません。これを基本的にいえるのは「技能評価協約」ということでやってくる必要があると思います。労働組合と専門工事業団体が「技能評価協約」でいくらか一人前だと結ばば、それを元請に対して尊重を求めるということです。そのためには、組合側は今までの伝統的な組織のあり方プラス、職種の別集というところが大事になってきて、細かな職種というところまで踏み込んだ職種別部会が必要だと思います。

建設産業における「協約賃金」をめぐる労働組合と業界団体・企業



(浅見和彦講演資料から引用)

建設労働組合は本部、都・県連、地協、職種別部会、支部・分会、現場委員会、労働者供給事業と、労働協約はパートナーシップ協約、技能評価協約、企業別の協約、現場協約、供給契約と労働協約と、使用者団体・企業は元請企業・団体、専門工事業団体、下請の個別企業、現場の管理者、供給先の企業と関係している。

大手企業交渉で展望

「パートナーシップ協約」

組合と専門工事業団体と、ある意味での結束ができればいいけれども、交渉の仕組みを作る中では現実的に考えなければいけないことです。元請企業と専門工事業団体との関係、そして下請の個別企業で皆さんの組合に入っている組合員事業主との関係、それから現場でどうするかということ、あとは供給事業の場

も大事ではないか。それぞれが元請を敵視するという意味ではありませぬので、「パートナーシップ協約」の中に元請も含めて業界全体の労使共同行動をやったり、発注者・行政と一緒に要請しましょうとやって行ってよいことではないかと思えます。

供給でも職別結集 現場委員会が協約点検

元請、専門工事業団体、それから下請の3段階で協約を結んでいくということがあるということを指摘しました。それとちょっと場面が違うのが労働者供給事業による労働協約です。これは職業安定法に基づいて供給契約を結ぶときは労働協約と一緒に結ばなくてはならないと書いてありますから、労働協約運動の環境になります。これも職種別

すでに皆さんご存知の通り、全建総連で被災地に供給していますし、埼玉土建でも野丁場やパワービルダー、あるいは住宅企業との間で実績が出ていますし、千葉土建でも住宅企業などで供給実績が出てきています。東京都連のなかでは大田区で可能性が出てきています。神奈川県も建設横濱が認可を取得して、神奈川県も認可取得予定になっていきます。こういうふうにも認可取得の方針となっていていきます。こういうふうにも認可取得の方針となっていていきます。こういうふうにも認可取得の方針となっていていきます。